

令和4年度 事業計画書

【事業活動の方針】

暴力団追放のための広報啓発活動及び暴力団員による不当な要求行為の被害者等に対する救済・支援並びに暴力団排除活動の支援事業の推進

	項 目	推 進 事 項
1	暴力団追放のための広報啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・各種広報啓発資料の作成と活用 ・暴追センター情報（Eメール）の積極的な発信 ・行政機関・各種団体等との連携の強化 ・屋外広告看板等を活用した暴排広報の実施
2	暴力団員による不当行為の予防に関する民間の自主的な組織活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・府民に当センター活動内容等の周知 ・他機関主催のキャンペーンへの積極的な参加 ・立体感のある親しみやすいホームページの作成 ・地域住民の各種催し等における暴排活動の支援
3	暴力団関係者の不当な行為に関する相談の適正な取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・相談者の立場に立った相談の受理 ・民事介入暴力特別相談所の開設 ・問題解決に向けた警察及び民暴委員会との連携 ・相談内容の的確な掌握と適切な関係機関への引継ぎ
4	少年に対する暴力団の影響を排除する活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪少年補導協会等との連携による情報の交換 ・暴力団を正しく認識してもらうための広報物の製作 ・非行防止広報グッズの協賛 ・大阪少年補導協会等との連携による加入阻止活動の推進
5	暴力団離脱希望者に対する社会復帰に向けた支援活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・警察及び社会復帰アドバイザーとの連携 ・協賛企業の充実と連絡体制の確保 ・大阪府暴力団離脱者支援対策連絡会の有機的な活用 ・スティグマ支援の周知と積極的な就労の支援
6	暴力団事務所の使用による付近住民等の生活又は業務の遂行の平穏を確保するための支援	<ul style="list-style-type: none"> ・適格センターとして事務所使用禁止仮処分申立活動の推進 ・事務所撤去に向けた住民運動に対する積極的な支援 ・暴力団事務所の買取り等ホワイト化対策の推進
7	暴力団員からの不当要求による被害を防止するための措置が有効に行われるようにするための講習の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・不当要求防止責任者講習の充実 ・オンラインによる講習の更なる推進 ・不当要求対応要領に関する貸出DVDの作成 ・行政や各種企業の不当要求対策講習会への積極的な参加
8	不当要求情報管理機関に対する業務の援助	<ul style="list-style-type: none"> ・不当要求情報管理機関、警察、民暴弁護士との研修会の開催 ・暴力団情報の共有と厳格な情報の管理
9	暴力団員からの被害者に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関に対する支援業務の周知 ・暴力団犯罪被害者等給付金制度の積極的な適用 ・暴力団犯罪発生の把握の徹底と犯罪被害者の把握 ・警察、民暴弁護士との密度の高い連携
10	少年指導委員等に対する研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・少年指導委員等に対する研修会の実施と資料の配布 ・警察、少年指導委員等との意見交換会への参加による連携の強化
11	その他の必要な事業	<ul style="list-style-type: none"> ・暴力団追放府民大会の開催 ・暴力追放セミナーの開催